

豊頃町

水道スマートメーターシステム導入業務

プロポーザル実施要領

令和7年7月

北海道豊頃町

豊頃町 水道スマートメーターシステム導入業務 プロポーザル実施要領

本実施要領は公募型プロポーザル方式により各事業者から優良な提案を募集し、価格面だけでなく機能面などを総合的に判断し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

従来の目視検針では漏水発見に期間を要することや、冬期間の危険箇所対応や誤検針等が発生した際の職員および住民負担も増加する状況となっていることから、町内で水道を使用する全戸（1,810戸）へ水道自動検針用無線通信端末（付帯する自動検針システムおよびWeb通知システム含む）を導入し、漏水早期発見による有収率向上や住民対応の早期化、人員不足の解消を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1)業務名

豊頃町水道スマートメーターシステム導入業務（以下、「本業務」という。）

(2)本プロポーザルの実施者（発注者）

豊頃町長 按田 武

(3)本プロポーザルの事務局

豊頃町役場総務政策課管財契約係

所在地：〒089-5392 中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地

電 話：015-574-2211

F A X：015-574-3750

e-mail：zaisei@toyokoro.jp

(4)業務内容

「豊頃町水道スマートメーターシステム導入業務仕様書」のとおり

(5)本プロポーザルの選考方式

公募型プロポーザル方式で行う。

(6)履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）

(7)契約限度額

20,800 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 本プロポーザルの参加資格

参加表明書等の提出者は、北海道内に本社(店)又は支社(店)（支社の場合においては契約権限の委任がされていること。）を置くもので、次に掲げる資格を満たしている単体企業とする。

(1)参加要件

- ① 令和2年4月以降において北海道内の自治体に対し、同等の物品（付帯する自動検針システム、Web通知システム含む）を納入の履行実績を有していること。

- ② 本町の令和 7、8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、本町の令和 7、8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない単体企業が、本プロポーザルに参加するために入札参加資格申請を受け付けますので、上記 2（3）の事務局に連絡し、令和 7 年 7 月 29 日(火)までに入札参加資格申請をすること。
- ③ 本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

4 本プロポーザルのスケジュール（予定）

項 目	日 時 等
告示(本要領等の公表)	令和 7 年 7 月 18 日(金)
質問提出期限	令和 7 年 7 月 25 日(金)午後 1 時
質問に関する回答	令和 7 年 7 月 28 日(月)～7 月 29 日(火)
参加表明書の提出期限	令和 7 年 7 月 31 日(木)午後 4 時
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 8 月 4 日(月)
企画提案書の提出期限	令和 7 年 8 月 8 日(金)午後 4 時
企画提案説明審査の通知	令和 7 年 8 月 12 日(火)
企画提案説明審査の実施	令和 7 年 8 月 21 日(木)
選考結果の通知	令和 7 年 8 月下旬
詳細協議 ※ 1	令和 7 年 8 月下旬
契約事業者の選定 ※ 2	令和 7 年 8 月下旬～9 月上旬

※ 1 契約を締結するまでの諸条件について、豊頃町との間で詳細協議を実施する。

※ 2 詳細協議が整えば契約を締結し契約事業者となる。契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者との詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、参加者の負担とする。

5 参加資格確認、審査等の方法

(1) 参加資格確認

① 参加資格の確認

ア 本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、提出期限までに参加表明書、会社概要及び 3 (1)①を証明できる契約書の写し及び業務概要を確認できる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

イ 事務局は参加希望者から提出される参加表明書等を基に、参加希望者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

② 参加資格要件審査結果通知・企画提案書等の提出要請

本町は、事務局による確認の結果、参加資格を満たす者（以下、「資格適合者」という。）に対して、参加資格確認通知をするとともに、企画提案書、必要書類（以下、「企画提案書等」という。）の提出要請を電子メールにて通知する。

③ 参加資格不適合の通知

本町は、事務局による確認の結果、参加資格を満たさない者に対しては、参加が認められない理由を付し、その旨を書面で通知する。

(2) 企画提案

① 企画提案書等の確認

事務局は、企画提案の審査に先立ち、必要な資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき企画提案書等が作成されていることを確認する。

② 企画提案書等の審査方法及び評価

豊頃町水道スマートメーターシステム導入業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）は企画提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価要領に基づき評価を行う。

(3) 最優秀者及び優秀者の選定

【参加資格確認】

参加表明書等により、参加資格を満たす参加希望者を選考する。

【企画提案説明審査】

審査会は、企画提案書等を提出した資格適合者（以下、「参加者」という。）の中から、評価の合計点が最も高い参加者を最優秀者とし、次に評価の合計点が高い参加者を優秀者として選定する。

(4) 失格事項

参加者及び参加者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合には、失格となる場合がある。

- ① 参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な提出書類を提出しなかった場合
- ② 本プロポーザルの告示後、審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ③ 参加者が、審査員及びその家族が主宰し、又は役員、顧問等として関係する組織に所属していることが判明した場合
- ④ 参加申込書等の提出日から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑦ 参加表明書又は企画提案書等を２点以上提出した場合
- ⑧ 参加者が所属する事務所から重複して参加したことが判明した場合
- ⑨ 参加者が契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合
- ⑩ その他、本要領の定めに違反すると認められた場合

6 本プロポーザルの参加手続等

(1) 本要領等の交付

本プロポーザルに関する本要領等は以下に掲げるところによる。

① 本要領等の名称

ア 豊頃町水道スマートメーターシステム導入業務プロポーザル実施要領(以下、「要領」という。)

イ 豊頃町水道スマートメーターシステム導入業務仕様書(以下、「仕様書」という。)

ウ 豊頃町水道スマートメーターシステム導入業務様式集(以下、「様式集」という。)

② 交付方法

本要領等は、本町ホームページから入手するものとする。

本町ホームページアドレス <http://www.toyokoro.jp/page/6220.html>

なお、インターネットに起因するトラブルに関して事務局は一切責任を負わない。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザル実施に係る質問及び回答は、以下のとおり実施する。なお、質問及び回答は一括して取りまとめを行ったうえで、次のとおり回答する。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる設計者選定に公平性を保てない場合には、回答しないこととし、質問者の特殊な技術等に関する質問については、当該質問者のみに個別に回答することとする。

① 受付期間

告示から令和7年7月25日(金)午後1時までの間

② 提出先

上記2(3)の本プロポーザルの事務局

③ 提出方法

上記2(3)の事務局のメール宛に提出するものとし、持参、郵送及びファクシミリによる提出は受け付けない。質問者は、電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

④ 提出書類

様式1 質問書

⑤ 質問に対する回答方法

令和7年7月28日(月)から令和7年7月29日(火)の期間で本町のホームページ内に掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書等の作成及び手続要領

① 作成に当たっての基本的条件

本要領等を熟読のうえ、本要領「3 本プロポーザルの参加資格」の要件を満たしていることを確認のうえ、参加証明書等を作成すること。

② 参加表明書等の提出

ア 提出期間

告示から令和7年7月31日(木)午後4時まで

イ 提出先

上記2(3)の本プロポーザルの事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

- ・持参の場合 土曜日、日曜日及び国民の休日を除く午前9時から午後5時までの間に提出
- ・郵送の場合 封筒表面に「豊頃町水道スマートメーターシステム導入業務公募型プロポーザル関係書類在中」朱書きし、配達証明書付き書留郵便で送付（提出期限必着）

エ 提出書類及び部数

- i) 様式2 参加表明書 1部
- ii) 様式3 会社概要 1部
- iii) 3(1)①を証明できる契約書の写し及び業務概要を確認できる書類等 1部

オ 作成方法

様式集による。

iii) について、条件を満たす業務すべての書類等を作成すること。

(4) 企画提案書等の作成及び手続要領

① 作成及び提案にあたっての基本的条件

資格適合者は、要領等の内容に基づき、総合的に検討し提案すること。

② 企画提案書等の提出

ア 提出期間

参加資格要件審査結果通知を通知した日から令和7年8月8日（金）午後4時まで

イ 提出先

上記2(3)の本プロポーザルの事務局

ウ 提出方法

上記6(3)の「② 参加表明書等の提出 ウ 提出方法」に同じ。

エ 提出書類及び部数

- i) 様式5 企画提案書 1部
- ii) 様式5 企画提案書に係る添付書類 10部
- iii) 参考見積価格の見積書 10部

オ 作成方法

i)の様式については、様式集による。

また、以下の留意事項に沿って作成すること。

企画提案書は項目ごと簡潔明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。動画等の再生は認めない。

A4版ファイル綴じとする。図面等でA3版を使用する場合はA4に折り込むこと。

着色やグラフ、図などの色相、明度、彩度に制限を設けないが、審査員用にカラーコピー等にて配付する場合があるので、その際の再現性について留意すること。また、模型は不可とする。

使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上とし、特殊なフォントは使用しないこと。ただし、グラフ、図などに記載する文字、数字や図等のキャプションについては、10.5 ポイント以下となっても構わないが、審査員が読み取れないことも想定されるので留意すること。

作成にあたっては「8 提案評価について」の記載を十分に踏まえ作成すること。

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

全ての書類は、片面印刷で出力すること。

参考見積価格の見積書は、「8 提案評価について」の記載を十分に踏まえ作成すること。

(5) 参加辞退の手続要領

都合により企画提案書等の提出ができない場合は、指定の様式に基づき以下のとおり作成し、提出すること。

① 提出期限

随時

② 提出先

上記2(3)の本プロポーザルの事務局

③ 提出方法

上記6(3)の「② 参加表明書等の提出 ウ 提出方法」に同じ。

④ 提出書類及び部数

様式6 辞退届 1部

⑤ 作成方法

上記6(3)の「② 参加表明書等の提出 オ 提出方法」に同じ。

(6) 企画提案説明審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

① 企画提案説明審査の日時・場所

実施予定日時 令和7年8月21日（木）

※プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所等は、令和7年8月12日（火）に、参加者に対して別途通知する。

② 企画提案説明審査に係る事項

ア 参加者は、4人出席させることができる。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等のみを使用することとし、提出した企画提案書等以外の資料を使用した場合は、失格とする。

ウ プレゼンテーションは20分とする。

エ プロジェクターを使用して、企画提案書等の拡大映像で説明することも可能とする。拡大映像で説明する際のパソコン、プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意するが、機材の不具合、故障等が生じてても事務局は一切の責任を負わない。

オ 参加者が各自でパソコン及びプロジェクターを用意することは認めるが、機器の設置、接続等は、5分以内に行うこととする。

カ 審査会は、プレゼンテーション後に続けて、最大20分程度のヒアリングを実施する。

(7)審査の結果通知

選定の通知

- ア 選定された最優秀者及び優秀者に対しては、その旨を書面で通知するとし、電話又は電子メールで連絡する。
- イ 最優秀者及び優秀者に選定されなかった参加者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面で通知する。
- ウ 審査結果に関する問い合わせ、審議申し立ては一切の受け付けないものとする。

7 受託者の決定等について

(1)参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、豊頃町はその旨を速やかに本業務に係るホームページで公表する。

(2)参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も評価要領に従い審査を行う。

(3)契約手続き

豊頃町は、最優秀者の事業者に改めて見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、契約を締結する。

なお、最優秀者が契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位から順に契約交渉を行う場合もある。

(4)契約書作成の要否

要

(5)契約保証金

免除

8 提案評価について

(1)審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案内容と参考見積価格、ランニングコストを総合的に評価の上、得点化し委員会による合議を経て受注者を決定する。

(2)参考見積価格の算出方法について

事業期間中に豊頃町で負担が必要な費用の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）を次の項目ごとに算出すること。別に発生する費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。

なお、システム連係に係る豊頃町料金システム側の改修費用と水道自動検針用無線通信端末の設置に必要な通信ケーブル代、屋外用結束バンド、設置工事費は見積に含めないよう留意すること。

項目	算出条件
① 水道自動検針用無線通信端末	
購入費用	豊頃町の全検針戸数である 1,810 台分。
設置に伴う端末設定費用	豊頃町の全検針戸数である 1,810 台分。
端末の回線登録費用	豊頃町の全検針戸数である 1,810 台分。
② 自動検針システム	
初期設定（セットアップ）費用	豊頃町の LGWAN 等から接続可能とするために必要なセットアップ費用を算出すること。
管理者アカウント登録費用	豊頃町や工事会社の合計 10 者が利用すると仮定し、アカウントを作成する費用を算出すること。
豊頃町料金システムへの 連係費用	自動検針システムから抽出した定例検針 CSV を料金システムへ連系する際に必要となる初期設定等の費用を算出すること。
自動検針システムセンター利用 料	自動検針システム導入にあたり、提案事業者のセンターを利用する費用が発生する場合、その費用を算出すること。
③ Web 通知システム	
初期設定（セットアップ）費用	豊頃町の LGWAN 等から接続可能とするために必要なセットアップ費用を算出すること。
管理者アカウント登録費用	豊頃町や他課の合計 10 者が利用すると仮定し、アカウントを作成する費用を算出すること。
④ その他について	
初年度通信回線利用費用	当町にて 9 月から毎月 300 台ずつ無線通信端末を設置し、2 月末に 1,810 台全数の設置が完了したと想定し、8 月～3 月末までの間で発生する通信回線利用費用を算出すること。
上記以外	導入に必要な費用と項目を合わせて提示すること。

(3)内訳（8 年間のランニングコスト）の算出方法について

豊頃町で負担が必要な費用の単価および 8 年間（96 か月分）の金額（消費税及び地方消費税を含む。）を次の項目を条件に沿ってそれぞれ算出し提示すること。別に発生する費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。

項目	算出条件
① 無線通信端末について	
通信回線利用費用	無線通信端末を 8 年使用すると仮定し 1,810 台分の通信回線利用費用を算出すること。

水道メーターおよび無線通信端末への制御費用	無線通信端末の想定使用期間（８年間）中、1,810 台分のうち毎月 180 台（10％）に制御操作を実施すると仮定し費用を算出すること。
定例検針値の取得費用	無線通信端末の使用期間（８年間）中、毎月 1 回定例検針値を取得すると仮定し費用を算出すること。
随時検針値取得費用	無線通信端末の使用期間（８年間）中、毎月 180 台（10％）随時検針値を取得すると仮定し費用を算出すること。
アラーム通知費用	無線通信端末の使用期間（８年間）中、毎月 180 台（10％）のアラームを利用者へ通知すると仮定し費用を算出すること。
② 自動検針システムについて	
システム利用費用	豊頃町や工事会社の合計 10 者が 8 年間利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント利用費用	豊頃町や工事会社の合計 10 者が 8 年間利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント変更や削除に伴う費用	毎年アカウント変更やアカウント削除を 10 回実施すると仮定し 8 年間で合計 80 回実施した場合の費用を算出すること。
無線通信端末データ変更や削除に伴う費用	8 年間の間で無線通信端末のデータ変更や削除を合計 1,810 回分実施したと仮定し費用を算出すること。
豊頃町料金システムへの関係費用	8 年間の間で豊頃町の料金システムと毎月 1 回検針 CSV データを関係する場合の費用を算出すること。
自動検針システムセンター利用料	自動検針システムを 8 年間使用するにあたり、提案事業者のセンターを利用する費用が発生する場合、その費用を算出すること。
③ Web 通知システムについて	
システム利用費用	豊頃町や他課含めた合計 10 者が 8 年間利用すると仮定し費用を算出すること。 なお、Web 通知の加入者数に応じた費用体系の場合は初年度に 1,810 件加入したと仮定し 8 年間分の費用を算出すること。
アカウント利用費用	豊頃町や他課含めた合計 10 者が 8 年間利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント変更や削除に伴う費用	毎年アカウント変更やアカウント削除を 10 回実施すると仮定し 8 年間で合計 80 回実施した場合の費用を算出すること。
利用者向けプッシュ通知	8 年間で毎月 1,810 戸の Web 通知加入者に対し、それぞれ検針結果のお知らせ 1 回、料金確定のお知らせ 1 回、料金収納のお知らせ 1 回の合計 3 回（1,810 件×3 回×12 ヶ月×8 年）をプッシュ通知したと仮定し費用を算出す

	ること。なお、メール通知も場合も同様の条件で費用を算出すること。
料金システムとの関係	8年間で毎月1回Web通知システムと料金システムのデータ関係をすると仮定し費用を算出すること。
④ その他について	
上記以外	必要な費用と項目を合わせて提示すること。

(4) オプション等の算出方法について

豊頃町で選択できるオプションメニューがある場合は、初期費用（円・税抜）、およびランニングコスト（円/月・税抜）を備考欄等に記載すること。

(5) その他

算出条件はあくまで事業者選定における見積条件の平仄を合わせることを目的としており、契約時の条件は契約候補者選定後の詳細協議にて決定する。算出に使用した料金について、契約時の条件変更により変動することは許容するが、本プロポーザルにおける評価に影響を与えると豊頃町が認めた場合は協議を中止する場合がある。

9 その他

(1) 使用言語等について

本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語（名義に関する部分を除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。また、過去の業務の実績については、日本国内の実績に限る。

(2) 費用負担について

本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱いについて

- ① 提出された参加表明書等及び企画提案書等に関して、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。
- ② 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製、記録、保存等を行うことがある。
- ③ 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- ④ 追加提出資料等を含め、提出書類は原則として返却しない。
- ⑤ 提出の際に発生した汚損・破損等については、本町は一切の責任を負わない。
- ⑥ 提出された書類の著作権は、当該書類を提出した参加者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等及び本町が必要と認めた場合には、提出書類等無償で使用できることとする。

(4) 異議申立てについて

審査の経緯及び結果についての異議申立ては、受け付けない。

(5) 受託者に係る制限事項について

- ① 提出書類に虚偽の記載の記載をした場合には、指名停止措置を行うことがある。
- ② 企画提案書等の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することができない。

(6) 情報の公開

審査結果に関する以下の事項を本町のホームページで公表するものとする。

- ① 契約事業者の会社名
- ② 契約事業者の契約額